

## 一般競争入札の参加者の資格等の告示

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について、次のとおり告示する。

令和8年5月28日

長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター所長 川口 洋平

### 1 一般競争入札に付する事項

令和8年度島原道路(有明瑞穂バイパス)建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託(下雨粒木遺跡)

### 2 一般競争入札の参加者の資格

#### (1)一般競争入札に参加することができない者

- ア 令第167条の4第1項の各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ウ 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- カ この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- キ この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

#### (2)その他の資格

本件は、共同企業体を対象とした調査業務委託である。令第167条の5第1項及び第167条の5の2に基づき次に掲げる条件を付す。

- ア 自主的に結成された共同企業体であること。
- イ 経営の形態は、共同施工方式であること。
- ウ 出資比率が最大の者を代表構成員とすること。
- エ 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者とする。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、本契約締結日からとする。

|                           |   |         |
|---------------------------|---|---------|
| 共同企業体の構成員数                | 2者  |         |
| 出資比率                      | 最小限度 45%  |         |
| 資格要件                      | 代表構成員   | その他の構成員 |
| 業務内容に関する条件                | 現場代理人は代表構成員が配置すること。<br>調査員は代表構成員、その他の構成員ともに1名以上は配置すること。               |         |
| 営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件 | 県内企業、又は県外企業（県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業）<br>なお、構成員の1者は県内企業とする。 |         |
| 業務実績に関する条件                | 過去において、国又は地方公共団体、民間企業との間に埋蔵文化財発掘調査業務委託の契約を締結し、履行した実績が1件以上あること。        | 条件なし    |

|             |                                  |                   |                               |
|-------------|----------------------------------|-------------------|-------------------------------|
| 配置技術者に関する条件 | 次の条件をすべて満たし、常駐できる技術者を専任で配置できること。 |                   |                               |
|             | 種類                               | 現場代理人 1人          | 調査員 3人                        |
|             | 国家資格等                            | 1級又は2級の土木施工管理技士資格 | 条件なし                          |
|             | 発掘調査経験                           | 条件なし              | 特記仕様書第4条の2(3)に定める要件を満たしていること。 |
|             | その他                              | 自社社員であること。        |                               |

オ 業務の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後において、当該業務につき、かし担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

カ 当該業務につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

### 3 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

#### (2) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）

## オ 2の(2)に定める要件

### 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

#### (1)申請の時期

この告示の日から令和8年6月11日(木)までの間(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

#### (2)申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(6)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

#### (3)申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書(様式第1号)に次の書類を添え、(6)に掲げる場所に持参もしくは郵送し提出すること。

ア 誓約書(様式第1-1号)

イ 営業概要書(様式第1-2号)

ウ 委任状(様式第1-3号)

エ 法人にあっては登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

オ 個人にあっては次の(ア)及び(イ)

(ア) 本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票

(イ) 法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

カ 法人にあっては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

キ 個人にあっては、前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書

ク 県税に関し未納がないことを証する証明書

ケ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

コ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

サ 印鑑届(様式第2号)・・・共同企業体ごとに提出

シ 埋蔵文化財発掘調査業務委託に関する業務経歴書(様式第3号)

ス 埋蔵文化財発掘調査業務委託に係る受託調査員等(現場代理人・調査員)名簿(様式第4号)

セ 埋蔵文化財発掘調査業務委託に係る受託調査員等(現場代理人)経歴書(様式第5号)

ソ 埋蔵文化財発掘調査業務委託に係る受託調査員等(調査員)経歴書(様式第6号)

タ 特定埋蔵文化財発掘調査共同企業体協定書(様式第8号)・・・共同企業体ごとに提出

#### (4)申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

#### (5)申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所)〒811-5322 長崎県壱岐市芦辺町深江鶴亀触515番地1

(名称)長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター

(電話)0920-45-4080(直通)

### 5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知(郵送)する。

## 6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから当該入札日までとする。

## 7 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第7号）を提出しなければならない。なお、埋蔵文化財発掘調査業務委託に係る受託調査員等（現場代理人・調査員）名簿の変更は認めない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 電話番号
- (8) 県内支店又は県内事業所の廃止又は新設に伴う常勤の従業員数

## 8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)のア又はキに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)のイに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。